

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文 I (志望専修科目の基礎) 刑法研究 A	不可

共犯からの離脱について論じなさい。

参照条文

刑法 (抄)
(刑の変更)
第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。
(他の法令の罪に対する適用)
第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。
(刑の種類)
第九条 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。
(正当行為)
第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。
(正当防衛)
第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。
2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
(緊急避難)
第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。
(故意)
第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。
2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。
3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。
(心神喪失及び心神耗弱)
第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。
2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。
(責任年齢)
第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。
(未遂減免)
第四十二条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
(未遂罪)
第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。
(共同正犯)
第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。
(教唆)
第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。
2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。
(幫助)
第六十二条 正犯を幫助した者は、従犯とする。
2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。
(従犯減輕)
第六十三条 従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。
(教唆及び幫助の処罰の制限)
第六十四条 拘留又は科料のみ処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。
(身分犯の共犯)
第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

2 身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(酌量減輕)
第六十六条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。
(法律上の加減と酌量減輕)
第六十七条 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であっても、酌量減輕をすることができる。
(騒乱)
第六十八条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従って処断する。
一 首謀者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。
二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。
三 付和隨行した者は、十万円以下の罰金に処する。
(多衆不解散)
第六十九条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は三年以下の拘禁刑に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。
(住居侵入等)
第七十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。
(殺人)
第七十一条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。
(予備)
第七十二条 第九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。
(自殺関与及び同意殺人)
第七十三条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。
(未遂罪)
第七十四条 第九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。
(傷害)
第七十五条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
(傷害致死)
第七十六条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期徒刑に処する。
(現場助勢)
第七十七条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
(同時傷害の特例)
第七十八条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。
(暴行)
第七十九条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
(遺棄)
第八十条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑に処する。
(保護責任者遺棄等)
第八十一条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

※ この参照条文表は、刑法科目共通である。したがって解答に際して、この表に記載されたすべての条文に触れる必要はない。出題に応じて必要な条文を 適宜、参照すること。

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文Ⅱ（志望専修科目の基礎）刑法研究A	不可

不作為犯について論じなさい。

参照条文

刑法（抄）
(刑の変更)
第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。
(他の法令の罪に対する適用)
第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。
(刑の種類)
第九条 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。
(正当行為)
第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。
(正当防衛)
第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。
2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。
(緊急避難)
第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。
2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。
(故意)
第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。
2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。
3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減軽することができる。
(心神喪失及び心神耗弱)
第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。
2 心神耗弱者の行為は、その刑を減軽する。
(責任年齢)
第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。
(未遂減免)
第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減軽することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
(未遂罪)
第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。
(共同正犯)
第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。
(教唆)
第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。
2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。
(幫助)
第六十二条 正犯を幫助した者は、従犯とする。
2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。
(従犯減軽)
第六十三条 従犯の刑は、正犯の刑を減軽する。
(教唆及び幫助の処罰の制限)
第六十四条 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。
(身分犯の共犯)
第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

2 身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(酌量減軽)
第六十六条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減軽することができる。
(法律上の加減と酌量減軽)
第六十七条 法律上刑を加重し、又は減軽する場合であっても、酌量減軽をすることができる。
(騒乱)
第六十六条 多衆が集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従って処断する。
一 首謀者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。
二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。
三 付和随行した者は、十万円以下の罰金に処する。
(多衆不解散)
第六十七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は三年以下の拘禁刑に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。
(住居侵入等)
第三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。
(殺人)
第九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。
(予備)
第二十一条 第九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。
(自殺関与及び同意殺人)
第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。
(未遂罪)
第二百三条 第九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。
(傷害)
第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
(傷害致死)
第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の長期拘禁刑に処する。
(現場助勢)
第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
(同時傷害の特例)
第二百七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。
(暴行)
第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
(遺棄)
第二百七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の拘禁刑に処する。
(保護責任者遺棄等)
第二百八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

※ この参照条文表は、刑法科目共通である。したがって解答に際して、この表に記載されたすべての条文に触れる必要はない。出題に応じて必要な条文を適宜、参照すること。

令和8年度 国士舘大学大学院入学試験

出題の意図と採点のポイント

研究科名	法学研究科 法学専攻
試験期別	I期
試験区分	社会人選考
試験科目名	刑法研究A I・II(小論文)

■出題の意図

下記の諸点について受験者の力量を判定するのが、本出題の目的である。

- ・刑法の基本論点について、理解しているか。
- ・論述式の解答に習熟しているか。
- ・問題の所在の指摘や、概念整理を欠いていないか。
- ・法律答案三要素(学説・判例・立法例)に触れて解答できているか。
- ・結論と理由付けがしっかり示されているか。
- ・解答の時間配分・時間管理ができているか。

■採点のポイント

基本的概念について、正確な知識を有しているか。
学説の対立をうまく処理できているか。
社会人としての個人的体験のみを延々と記述したような答案は、法律学の論文式試験としては適切ではない。

[出題 I]

- 共犯の概念整理ができているか。
- 共犯の形態に応じて場合分けする解答方法に気付いているとよい。
- 実行の着手前後に応じた離脱方法にまで及んでいるとよい。

[出題 II]

- 未遂の諸形態について、前提処理が出来ているか。
- 障害未遂との区別に関する諸学説の対立を、いかに処理しているか。
- 不能犯・不能未遂の概念についてのみ、延々と延べるような答案は、本問論点を正しく理解していない。
- 判例にも触れているか。判例と学説の対応関係まで示されているとよい。